

お客さま各位



当座勘定規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、2023年9月1日（金）より「ことら送金」を取扱い開始する運びとなりました。それに先立ち、2023年8月23日（水）からは、「ことら送金」取扱金融機関から個人顧客の当座預金を含む預金口座への入金が平日夜間や土日祝日等においても可能となることを踏まえ、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からご契約いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定を行う規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口座）

2. 改定日

2023年8月23日（水）

3. 改定内容

- (1) 当座勘定規定（一般用）

改定前	改定後
10.（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (追加) (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	10.（支払の範囲） (1)（現行のとおり） (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定前	改定後
<p>1 1. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 手形の金額の一部支払はしません。</p>	<p>1 1. (支払の範囲)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p><u>(2) 呈示された手形は、呈示日の15時まで</u> <u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた</u> <u>資金により支払います。ただし、当金庫の</u> <u>裁量により15時以降に入金した資金を</u> <u>支払いに充当することもできるものと</u> <u>します。</u></p> <p><u>(3) 手形の金額の一部支払はしません。</u></p>

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

お取引店またはお近くの店舗までお問い合わせください。